

災害時マニュアル

☆災害の判断基準は以下の通り☆

- ・地域に**避難警報**が発令(台風・豪雪・土砂災害・水害・大規模火災など)
- ・**大地震**が発生した場合(気象庁発表**震度6以上**の都市型地震、震度6未満でも**交通インフラ・社会に甚大な被害が発生した場合**)
- ・事業所内、もしくは事業所近隣より**火災**が発生した場合
- ・外部からの**攻撃を受けた**場合
- ・外部からの**攻撃の予告**があった場合
- ・事業所が対象に含まれる可能性のある**犯行予告**が地域で起きた場合
- ・その他、上記に準じて避難が必要と判断される場合

☆倒壊レベルと対応の目安☆

- 倒壊レベル 0 → 戸建ての事業所が倒壊していないが、連絡がつかない状況。
- 倒壊レベル 1 → 戸建ての事業所が倒壊していないが、道路状況に妨げがある(電柱が倒れている等)。
連絡が取れないので、各事業所で待機。
- 倒壊レベル 2 → 戸建ての事業所が倒壊。連絡取れない状況。ビル等の事業所へ避難。
ビル等にある事業所は、その場で待機。状況を見て避難し、貼り紙を貼る。
- 倒壊レベル 3 → ビル等事業所倒壊(建物が傾いた状態、ひびが入った状態等)。連絡が取れないので、**順次避難開始**。

<目次>

- 1、活動中に災害にあった場合
- 2、送迎中に災害に合った場合

～活動中に災害にあった場合～

基本誘導の流れ

- ① 活動スペース内で災害があった場合は、利用者（児）たちを**部屋の中央**に集める。（一次誘導）
机がある場合、利用者（児）たちを**机の下**に避難させる。
火災が発生した場合は全職員に速やかに周知すると共に、近隣住民へ向けて『火事だ!』と伝える。
- ② 揺れがおさまったら、利用者（児）たちを出口に近い部屋に移動（二次誘導）。
火災発生時はタオルなどで口と鼻を覆うよう促す。
- ③ **安全確認と人数確認**を行う。
- ④ 各施設長・・・火災の場合は**119番**通報
情報班・・・張り紙の設置（避難する場合）
避難誘導班・・・**避難経路の安全、扉が開くかの確認**
給食・給水班・・・**避難持ち出しリュック**の準備。職員へのヘルメットの配布
消火班・・・**ガス栓の確認**。初期消火を試みる（無理はしない）
事務所等にいる職員・・・**送迎車の鍵**を準備する
- ⑤ 確認が終わり次第、順次利用者（児）たちを玄関や出入り可能な場所に誘導。（三次誘導）
この際、ガラス片などの飛散の可能性があるため、靴と靴下を必ず履かせ、避難準備を行う。
※自力移動が困難な利用者（児）はこの限りではない（車椅子や背負っての移動）
火災の場合は、出来る限り身を低くして避難。
※門倉センタービル内での避難は原則エレベーター横の非常階段を使って避難。使用できない場合は建物
反対側の非常階段を使用して避難。
- ⑥ 準備が整い次第、**駐車場に避難し車に乗る**。（一次避難）
※送迎車が出払っている場合は徒歩移動もありえる。原則は安全確保や移動のしやすい送迎車での移動。
- ⑦ 建物が倒壊せず、その危険性もなければ、戻り待機。倒壊の危険性があれば避難。
※災害状況によって、車を最寄り駐車場に持ってくるか、利用者（児）たちと歩いて保管駐車場に向かって車に乗るかは、その時の状況によって判断する。
※職員・利用者（児）の人数如何によって、ひかりのにわ→生活介護ひかり方面に向かいながら合流する。
☆合流先事業所到着後、建物の周りに貼り紙が貼ってあるか確認する。避難誘導班の職員が誘導前に事業所の様子を確認に行く。
【貼っていない場合】 ⇒ 駐車場に車を止め、安全確認が出来ればその事業所に避難する。安全確認が出来ない場合は張り紙をして避難場所に行く。
【貼ってある場合は】 ⇒ 貼り紙に書いてある避難場所を見て、その場に向かい合流する。
※避難よりも建物内待機の方が、安全性が高いことが予想される場合は事業所に避難する。
- ⑦ 合流した事業所が危険な状態である場合は、次の避難場所に順次避難する。（二次避難）

☆避難場所の優先順位☆

一時避難先 ⇒ 横山公園（駐車場は、テニスコート側の第1、第4駐車場側に車を止める）

避難場所 ⇒ ①横山小学校⇒②星が丘小学校⇒③光が丘小学校⇒④中央支援学校

混雑していた場合や、障がい児者の受け入れが避難場所にて難しい場合、優先順位に従い移動する。中央支援学校まで移動しても受け入れ場所が決まらない場合は、現地現場の判断で避難場所を探し、決定。

⑧ 避難場所が決まり、落ち着き次第、各施設に避難先の貼り紙を更新しに行きつつ、順次保護者への連絡を試みる。

※余裕があれば避難誘導中から災害用伝言ダイヤル「171」等を利用し、保護者への連絡を試みる。

～送迎中に災害にあった場合～

基本対応と判断

① お迎え途中で災害が発生した場合

車を止め、揺れがおさまれば次第事業所に戻ってくる。（お迎えには行かない）

※走行中、停車中も車のロックを掛ける（不意な飛び出し、不審者侵入を防ぐ）

② お迎え先に到着した時点で災害が発生した場合

【利用者（児）を引き受けていない時】

⇒ 利用者（児）たちを引き受けず、そのまま事業所に戻る。

【学校・自宅から利用者（児）を引き受けた後/事業所に戻っている最中】

⇒ 事業所に戻ってくる時に、災害が発生した場合は一度、車を止め、安全の確認をしてから、事業所に向かうようにする。

※自宅等引き受け直後、もしくは被災場所が自宅に近い場合などは、自宅に送れる利用者（児）については自宅に送る。

【引き続きお迎えに行く予定】

⇒ 学校には向かわず、引き受けている利用者（児）を連れて事業所に戻る

③ 送り送迎準備中・開始直後に災害が発生した場合

原則は活動中の対応と同じ。但し、活動中に「災害があった場合」の対応④の駐車場避難後から行動開始。

④ 送り送迎途中に災害が発生した場合

原則は事業所に戻る。事業所に戻る路程、または災害にあった地点から送迎予定のご家庭がある場合（目安は通常送迎でかかる移動時間3分以内。それ以上かかる場合は避難を優先）は安全に配慮しつつご自宅に送り届ける。

☆判断に迷うとき☆

運転者・添乗者の独断で判断するのではなく、**棚橋又は各事業所携帯に連絡**を試みて、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は事業所に戻る。

・学校へ送迎中に災害があった場合は、すぐに合流できそうな場合は事業所に、難しい場合、災害の規模が大きい場合は、あかのひかりのにわに避難（戻るように）する。帰りの送り中に災害があった場合は事業所に戻る。

※保護者様への連絡方法としては、**施設・避難場所掲示板への貼り紙、電話・メール・LINE・タイムラインなどの連絡手段、NTT 災害用伝言ダイヤル「171」**を活用して、可能な限り状況を伝える。

※緊急時の連絡は、職員の個人携帯を使用して連絡を行う場合がある。

※連絡が取れる場合でも、保護者様の移動に時間がかかり、帰宅やお迎えが難しい場合は、別手段を検討して頂く。それでも対応不可の場合は、事業所又は避難先で待機。被災時は自分たちも被災者であるため、長時間は対応できない可能性もある。できる限りのフォローを行う予定だが、その時の状況で柔軟に対応していく。